

市区町村別集計項目（推進体制等）

香川県

市区町村数

17

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）						
			担当課(室)名	所 属	事 務 所 掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無		
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況		
						9	14	5				17						
37	201	高松市	人権・男女共同参画推進課	1	1	1	1				4	第5次たかまつ男女共同参画プラン	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
37	202	丸亀市	男女共同参画室	1	1	1	1	丸亀市男女共同参画推進条例	2007年9月25日	2008年4月1日		第4次男女共同参画プランまるがめ	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
37	203	坂出市	人権課	1	2	2	1				3	第2次坂出市男女共同参画計画	2021年4月	～	2031年3月	1	1	
37	204	善通寺市	人権課	1	2	1	1				4	善通寺市第2次男女共同参画プラン	2021年4月	～	2028年3月	1	1	
37	205	観音寺市	市民部人権課	1	2	1	1				4	第2次観音寺市男女共同参画計画後期計画	2024年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
37	206	さぬき市	人権推進課	1	2	1	1	さぬき市男女共同参画推進条例	2009年6月24日	2009年6月24日		第3次さぬき市男女共同参画プラン	2024年4月	～	2029年3月	1	1	
37	207	東かがわ市	人権推進課	1	2	2	1				4	第3次東かがわ市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
37	208	三豊市	市民環境部人権課	1	2	1	1	三豊市男女共同参画推進条例	2016年3月29日	2016年4月1日		第4次三豊市男女共同参画プラン	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
37	322	土庄町	住民環境課 人権推進室	1	2	1	2				4	とのしょう男女共同参画プラン	2024年4月	～	2035年3月	2	1	
37	324	小豆島町	住民生活課 男女共同参画推進室	1	2	2	1				4	小豆島町いきいきプラン第2次男女共同参画基本計画	2016年6月26日	～	2026年3月31日	1	1	
37	341	三木町	人権推進課	1	2	2	2				4	三木町男女共同参画プラン	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
37	364	直島町	教育委員会	2	2	2	1	直島町男女共同参画推進条例	2003年3月17日	2003年4月1日		直島町男女共同参画基本計画	2017年4月1日	～	2027年4月1日	1	1	
37	386	宇多津町	生涯学習課	2	2	2	2				4	第3次宇多津町男女共同参画基本計画	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
37	387	綾川町	住民生活課	1	2	2	1				4	第2次綾川町男女共同参画プラン-中間見直し-	2024年4月	～	2029年3月	1	2	
37	403	琴平町	企画防災課 人権同和室	1	2	2	1	琴平町男女共同参画推進条例	2012年3月26日	2012年3月26日		第2次琴平町男女共同参画基本計画	2021年4月	～	2026年4月	1	1	
37	404	多度津町	住民環境課	1	2	1	1				4	第3次たどつ男女共同参画プラン	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
37	406	まんのう町	企画政策課	1	2	1	1				4	第3次まんのう町男女共同参画プラン	2022年4月	～	2026年3月	1	2	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

庁内連絡会議

- 1 有
- 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2024年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 2 一体でない

計画の策定方法（総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記）

- 1 単独計画として策定
- 2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
			1							0	1	0	1	0	0	1	0	
37	201	高松市	高松市男女共同参画センター		760-0068	香川県高松市松島町一丁目15番1号 たかまつミライ6階	087-833-2282	087-833-2286	https://www.sankaku087.net/		○		○			○		
37	202	丸亀市																
37	203	坂出市																
37	204	善通寺市																
37	205	観音寺市																
37	206	さぬき市																
37	207	東かがわ市																
37	208	三豊市																
37	322	土庄町																
37	324	小豆島町																
37	341	三木町																
37	364	直島町																
37	386	宇多津町																
37	387	綾川町																
37	403	琴平町																
37	404	多度津町																
37	406	まんのう町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 （2024 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設）														
			問6－1 名 称	問6－2 設立年月日	問6－6 職 員 数 (人)		問6－7 予算額 (千円)	問6－8 主 な 事 業									
					常勤（雇用（任用）期間の定めがない職員）	非常勤（雇用（任用）期間の定めがある職員）		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			1					1	1	1	1	1	1	0	0	0	
37	201	高松市	高松市男女共同参画センター	1995年8月1日	6	6	4,470	○	○	○	○	○	○				学習研修室の運営等
37	202	丸亀市															
37	203	坂出市															
37	204	善通寺市															
37	205	観音寺市															
37	206	さぬき市															
37	207	東かがわ市															
37	208	三豊市															
37	322	土庄町															
37	324	小豆島町															
37	341	三木町															
37	364	直島町															
37	386	宇多津町															
37	387	綾川町															
37	403	琴平町															
37	404	多度津町															
37	406	まんのう町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7－1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				2		8	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	6,203	807	13.0
37	201	高松市	1997年12月18日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							2471	409	16.6
37	202	丸亀市	2005年12月1日	丸亀市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							843	142	16.8
37	203	坂出市				1	0	0.0	1	0	0.0							324	24	7.4
37	204	善通寺市				1	0	0.0	1	0	0.0							317	48	15.1
37	205	観音寺市				1	0	0.0	1	0	0.0							257	9	3.5
37	206	さぬき市				1	0	0.0	1	0	0.0							363	39	10.7
37	207	東かがわ市				1	0	0.0	1	0	0.0							176	13	7.4
37	208	三豊市				1	0	0.0	1	0	0.0							530	40	7.5
37	322	土庄町										1	0	0.0	1	0	0.0	54	0	0.0
37	324	小豆島町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	1	3.0
37	341	三木町										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
37	364	直島町										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
37	386	宇多津町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	5	10.4
37	387	綾川町										1	0	0.0	1	0	0.0	370	46	12.4
37	403	琴平町										1	0	0.0	1	0	0.0	109	8	7.3
37	404	多度津町										1	0	0.0	1	0	0.0	119	14	11.8
37	406	まんのう町										1	0	0.0	1	0	0.0	182	9	4.9

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					問9-1						調査時点コード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			問8-1				問8-2															(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	目 標 値	審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)												審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数							うち 女性 委員 数	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	問8 目標設 定の対象であ る審議会等の 目標及び現状 値	その他	問9 地方自 治法(第202条 の3)に基づく 審議会等にお ける登用状況	その他	問10 地方自 治法(第180条 の5)に基づく 委員会等にお ける登用状況	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
						528	442	6,058	1,886	31.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

調査表4－4

市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No2（広域圏で設置している審議会等）

香川県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)				
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 数 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 数 委 員	女 性 比 率 (%)				
		高松市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		丸亀市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		坂出市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		善通寺市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		観音寺市													2	2	80	27	33.8	0	0	0	0	0.0						
		さぬき市													1	1	45	20	44.4	0	0	0	0	0.0						
		東かがわ市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		三豊市													0	0	0	0	0.0	1	1	4	1	25.0						
		土庄町													2	2	35	10	28.6	0	0	0	0	0.0						
		小豆島町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		三木町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		直島町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		宇多津町													2	2	34	20	58.8	0	0	0	0	0.0						
		綾川町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		琴平町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		多度津町													1	1	60	20	33.3	0	0	0	0	0.0						
		まんのう町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11-5																																														
			うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						調査時点コード	調査時点コード	女性数	女性比率(%)	女性数	女性比率(%)																																																			
			管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち一般行政職		部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職							調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他																																									
						管理職総数	うち女性理管数				女性比率(%)	部局長相当職				うち女性数	女性比率(%)				次長相当職	うち女性数				女性比率(%)																	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他																									
																																																											管理職総数	うち女性理管数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他
			766	136	17.8	569	87	15.3	107	11	10.3	70	8	11.4	61	12	19.7	35	5	14.3	598	113	18.9	464	74	15.9	1,528	670	43.8	952	285	29.9	2,226	953	42.8	1,274	408	32.0			86	11	12.8	18	1	5.6																																					
37	201	高松市	223	33	14.8	143	15	10.5	19	4	21.1	13	3	23.1	55	11	20.0	34	5	14.7	149	18	12.1	96	7	7.3	314	104	33.1	179	26	14.5	1,030	363	35.2	562	161	28.6	1		10	1	10.0	3	0	0.0	1																																				
37	202	丸亀市	61	11	18.0	50	11	22.0	12	2	16.7	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	49	9	18.4	40	9	22.5	97	43	44.3	59	20	33.9	116	58	50.0	65	31	47.7	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1																																				
37	203	坂出市	85	11	12.9	46	8	17.4	33	2	6.1	9	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	50	9	18.0	36	8	22.2	113	43	38.1	63	24	38.1	122	52	42.6	78	29	37.2	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1																																				
37	204	善通寺市	44	11	25.0	31	4	12.9	7	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	37	11	29.7	25	4	16.0	49	17	34.7	29	10	34.5	59	19	32.2	37	12	32.4	2	2024年3月31日	3	1	33.3	1	0	0.0	1																																				
37	205	観音寺市	45	4	8.9	45	4	8.9	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	36	4	11.1	36	4	11.1	119	63	52.9	74	28	37.8	133	80	60.2	70	27	38.6	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1																																				
37	206	さぬき市	68	17	25.0	42	6	14.3	11	1	9.1	7	1	14.3	4	1	25.0	0	0	0.0	53	15	28.3	35	5	14.3	274	158	57.7	117	44	37.6	183	124	67.8	60	25	41.7	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1																																				
37	207	東かがわ市	30	10	33.3	26	7	26.9	4	1	25.0	4	1	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	9	34.6	22	6	27.3	97	37	38.1	80	28	35.0	61	21	34.4	52	15	28.8	1		5	1	20.0	0	0	0.0	1																																				
37	208	三豊市	58	12	20.7	54	9	16.7	12	1	8.3	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	46	11	23.9	42	8	19.0	215	108	50.2	140	37	26.4	183	113	61.7	110	42	38.2	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1																																				
37	322	土庄町	12	2	16.7	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	2	16.7	12	2	16.7	21	2	9.5	21	2	9.5	26	9	34.6	26	9	34.6	1		1	0	0.0	0	0	0.0																																					
37	324	小豆島町	20	4	20.0	19	4	21.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	4	20.0	19	4	21.1	24	6	25.0	21	3	14.3	63	19	30.2	50	14	28.0	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1																																				
37	341	三木町	20	4	20.0	17	3	17.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	4	20.0	17	3	17.6	55	24	43.6	44	15	34.1	62	26	41.9	39	7	17.9	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1																																				
37	364	直島町	12	3	25.0	11	2	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	3	25.0	11	2	18.2	19	8	42.1	19	8	42.1	25	13	52.0	13	2	15.4	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1																																				
37	386	宇多津町	13	3	23.1	13	3	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	3	23.1	13	3	23.1	16	11	68.8	13	8	61.5	13	2	15.4	12	1	8.3	1		3	0	0.0	2	0	0.0	1																																				
37	387	綾川町	24	5	20.8	14	3	21.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	5	20.8	14	3	21.4	38	19	50.0	34	16	47.1	35	17	48.6	35	17	48.6	1		17	4	23.5	2	0	0.0	1																																				
37	403	琴平町	16	2	12.5	16	2	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	2	12.5	16	2	12.5	10	2	20.0	10	2	20.0	13	5	38.5	11	4	36.4	1		4	1	25.0	1	1	100.0	1																																				
37	404	多度津町	18	3	16.7	15	3	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	3	16.7	15	3	20.0	32	14	43.8	22	8	36.4	52	10	19.2	25	5	20.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1																																				
37	406	まんのう町	17	1	5.9	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	1	5.9	15	1	6.7	35	11	31.4	27	6	22.2	50	22	44.0	29	7	24.1	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1																																				

調査時点	議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)
------	------------------------------

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議 会 名															
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。															

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																																			
問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。			問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。			問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。			問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。			問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。			問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。			問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)																	
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。			議 会 名			1. あり 2. なし 3. その他			その他 具体例			配偶者の 出産			育児			家族の 看護			家族の 介護			疾病			その他		
37	208	三豊市	1	三豊市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用することができる文書等の基準及びその例は、別表第1に掲げるとおりとし、旧姓を使用することができない文書等の基準及びその例は、別表第2に掲げるとおりとする。			三豊市議会			1	3	1	三豊市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
37	322	土庄町	4				土庄町議会			1	3	1	土庄町議会会議規則(平成3年土庄町議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
37	324	小豆島町	1	小豆島町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて必要な事項を定めるものである。			小豆島町議会			1	2	1	小豆島町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
37	341	三木町	4				三木町議会			1	2	1	三木町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
37	364	直島町	1	直島町職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第一条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。			直島町議会			1	2	1	直島町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員が前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない提出することができる。			2			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
37	380	半多津町	1	半多津町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、半多津町職員が、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた場合に、その後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を職務上使用することに関し必要な事項を定めるものとする。			半多津町議会			1	2	1	半多津町議会会議規則 (第2条第2項)前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
37	387	綾川町	1	綾川町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員(以下「職員」という。))に適用する。 2.前項の職員のうち、綾川町の一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規定(平成25年綾川町訓令第1号)第2条に定める職員については、適用しない。			綾川町議会			1	2	1	綾川町議会会議規則 第2条 第2項 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
37	403	琴平町	1	琴平町職員旧姓使用取扱要綱 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則2 この訓令の施行日前に戸籍上の氏を改めた職員が、旧姓の使用を希望する場合は、第3条の承認申請を行うことにより、旧姓を使用できるものとする。			琴平町議会			1	3	1	琴平町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2			1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2				
37	404	多度津町	2				多度津町議会			1	2	1	多度津町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
37	406	まんのう町	1	まんのう町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。			まんのう町議会			1	2	1	まんのう町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2					

調査時点																	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）																
都道府県	市区町村	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割																	
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っているか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。																
香川県	高松市	区	町	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし			1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし			1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1 ・ハラスメント等防止に関する規定（倫理規定）がある	2 ・ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3 ・その他	その他内容			1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っている又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定はない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めているない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他（不明等）									
					0	0	2	1	0	1																7	2	1	1	2			
					0	2	2																			4	4	0	0		13		
					0	0	13																			6	5	16	0		1		
					17	15																							16				
37	201	高松市	4	4	3						1	3	3	1	高松市議会議員旧姓使用取扱要綱 （趣旨） 第1条 この要綱は、高松市議会議員（以下「議員」という。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を議会活動に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。（一般編P13）	なし	1	「高松市地域防災計画」 「高松市地域防災計画」 5 防災への女性の参画について 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとします。（一般編P13） ・高松災害ボランティア連絡会、高松市社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、ボランティア団体及びNPO等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時において協定による災害ボランティアセンターの設置など、ボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。 ・関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。 また、高松災害ボランティア連絡会、ボランティア団体及びNPO等との連携により、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。 ・災害が発生したとき、速やかに高松災害ボランティア連絡会、高松市社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況の情報等の提供を行う。 ・ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、また、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。 ・ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供に努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。 ・災害ボランティアセンターからの要請に基づき職員を派遣し、災害ボランティアセンターの設置及び運営の支援を行う。															
37	202	丸亀市	4	4	3						1	3	3	4			2																
37	203	坂出市	4	4	3						3		3	4		なし	2																
37	204	善通寺市	4	2	3						1	2	3	4			2																
37	205	観音寺市	4	4	2						2	1	3	4			2																
37	206	さぬき市	4	4	3						1	3	3	4			2																
37	207	東かがわ市	4	4	3						2	3	3	4			3																

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
都 道 府 県	区 府 町 村	名	問12－8	問12－9	問12－10	問12－11	問12－12				問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。				ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。
コ	コ	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要なる場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1 ・ ハ ラ ス メ ン ト 等 防 止 が に 関 す る 規 定 (倫理規	2 ・ ハ ラ ス メ ン ト に 関 す る 議 員 向 け 相 談 窓 口	3 ・ そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定はあり。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
			37	208	三豊市	4	4	1	1		三豊市議会ハラスメント防止条例、三豊市議会ハラスメント防止条例施行規程 ○三豊市議会ハラスメント防止条例 (目的) 第1条 この条例は、議員間又は議員と職員との間におけるハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定め、良好な職場環境を確保することと市政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為であって、人権侵害のおそれのあるもの又は個人の職務環境を害するものをいう。 (1) 言葉、行為等により、相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為 (2) 社会的又は性的な差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為 (3) 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職権の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為 (4) 性的指向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為 2 この条例において「職員」とは、市長、副市長、教育長及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の者をいう。 (適用範囲) 第3条 この条例は、議員間又は議員と職員との間において生じたハラスメントについて適用する。 (議長等の責務) 第4条 議長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、第6条の申出があったときは、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。 2 議長が前項の申出の対象となったときは副議長が、議長及び副議長ともに前項の申出の対象となったときは議会運営委員長が職務を代行する。 (議員の責務) 第5条 議員は、市民の代表として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。 2 議員は、ハラスメントが行為者の意図とは関係なく生じ得ること及び議員と職員とが特殊な関係にあることを自覚し、他の議員及び職員を個人として尊重することを通じて、誠実かつ公正な活動に努めなければならない。 3 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。 (相談及び苦情の申出) 第6条 ハラスメントによる被害を受け、又はその事実があると思料する議員又は職員は、議長に対し、ハラスメントに関する相談又は苦情を書面(電子メール等を含む。)又は口頭により申し出ることができる。 (外部の有識者からなる第三者からの意見聴取) 第7条 議長は、ハラスメントに関する相談及び苦情について、公正かつ適正に対応するために必要と認めるときは、外部の有識者からなる第三者から意見を聴取することができる。 (公表等) 第8条 議長は、議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。 2 議長は、前項の規定による措置を講ずるに当たっては、あらかじめ、議会運営委員会と協議するものとする。 (守秘義務) 第9条 議員及び職員は、ハラスメントの当事者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。 (研修等) 第10条 議長は、ハラスメントの防止及び排除を図るために必要な研修等の実施に努めなければならない。 (委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。 三豊市議会基本条例の一部改正 2 三豊市議会基本条例(平成24年三豊市条例第52号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略 (この条例の見直し) 3 この条例の見直しの手続きについては、三豊市議会基本条例第21条の規定を準用する。 三豊市議会ハラスメント防止条例施行規程 (趣旨) 第1条 この告示は、三豊市議会ハラスメント防止条例(令和5年三豊市条例第39号、以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	1	3	3	4	本会議、予算・決算特別委員会、常任委員会(付託案件のみ)のインターネット映像配信(ライブ・録画)	2	

